

(別記様式)

都市計画原案の縦覧をされる皆様へ

縦覧と意見書の提出方法について

1. 縦覧方法

- ・縦覧者名簿に、氏名及び住所をご記入いただき閲覧ください。
- ・なお、図書の写しを希望される方は、前橋市の情報公開に関する条例の手続きに従い、写しの交付を受けてください。

2. 意見書の提出について

- ・縦覧期間満了の日の翌日から1週間を経過する日（2月27日（月））までに、市長あてに意見書を提出することができます。

意見書の提出：「意見書」には住所・氏名・都市計画原案についての利害関係及び意見の要旨を記入した「意見書」を直接または郵送で提出してください。
会場備付けの意見書様式または任意様式に必要事項を記載のうえ、送付ください。

提 出 先：〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市都市計画部都市計画課
なお、郵送の他、縦覧会場経由でも提出は可能です。